

計		一八五中隊	四、五〇〇機(内第一線機數約二、〇〇〇)
口 飛行機數	約 約 約 約	約 約 約 約	二五〇機
別に海軍に屬するもの			二四
ヘ 氣球數			
二 人 員			
將 校	約 約	二、二〇〇	
下士官兵		三七、七〇〇	
2 豫備役空中勤務者			

佛國は戦時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行機製作工場に勤務する操縦士は、其年齢及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

三、民用航空

佛國民用航空の創設は概ね一九二〇年頃にして、同年に於ける營業成績は航空路長五千六百杆、輸送距離十五萬杆、輸送人員一千四百人なりしが、其後政府の保護獎勵と當事者の努力とに依て顯著なる發達を遂げ、一九三三年度に於ては航空路長三萬八千杆、輸送距離一千萬杆、輸送人員四萬人に達使用するの傾向がある。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、「フォツシユ」元帥の「毒瓦斯の使用を禁じ得るものとせば戦争勃發をも禁止し得べきなり」との言に徴するも明である。唯、目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施して居る。

二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依託して居る。

1 陸軍省軍用化學課——オーベルビリエー試驗所
 ——————
 研究部 製造部 教習所
 瓦斯教導部

防護法及攻撃的用法の試験・研究及教育に任す。

② 瓦斯防護材料監査部

8 右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

第六節 國家總動員施設

一、施設

國家總動員に關する最高の諮詢機關として高等國防會議を設け、首相を議長、外務、內務、大藏、陸軍、海軍、公業、植民の各大臣を議員とし、陸海軍高等軍事會議の各副議長をも參列せしめることになつて居る。

尙高等國防會議に必要な資料を提供し且其審議せる事項の實行を促進する爲、各省の代表者、參謀本部長及第一次部長竝海軍省の之に相當する者より成る研究委員會を、又上記兩機關の討議に附すべき問題を蒐集整理し、高等國防會議の意見に基く政府の決議事項を關係官廳に通告し、且其實施を監察せしむる爲、文武官より成る常置書記局を設け、且平戰兩時を通じ軍事、經濟及行政の三要素を調和し利便且合理的な方法に依り生産、取引等に最大の能力を發揮せしむる爲、新に全國を若干の國家總動員管區に區分し、所要の機關を配するの目論見をも立てられて居る。

二、法規

國家總動員の爲の基礎的法典としては、一九二四年政府より國家動員法案を議會に提出し下院に於て可決せられ、一九二八年上院に於て一部改正の後更に下院に回附せられたが、政府の頻々たる更迭其他の事情に災せられて審議遲延せしが、獨逸の再軍備宣言、「ライン」武装地帶の占據等に依る國際情勢の一變は、國防當局をして本法案の急速審議の必要を感じしめ、一九三五年六月政府は一新法律案として改めて議會下院に提出したが、陸軍委員會の審議のみに終り未だ實現の運に至らざるも早晚成立を豫想されて居る。但法案規定の事項は必要に從ひ便宜の方法を以て著々實行の歩を進めつゝあるのである。

該法案は全文五篇五十七條より成り人員及資源の使用、戰爭指導及政府業務の運行、戰時に於ける經濟組織等の大綱に關し必要な事項を遍く規定して居る。

第七節 陸軍及航空豫算

最近六年間に於ける豫算總額と陸軍豫算及空軍の豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算	總 額	一 陸 軍	豫 算	航 空	豫 算
一九三一—三二年度	約	五〇、一四五、二〇〇	約	六、四九〇、六〇〇	約	二、二六二、〇〇〇
一九三二年 度	約	四一、〇九七、五〇〇	約	五、二二八、七〇〇	約	一、八二六、〇〇〇

一九三三年度	約五〇、四八六、七〇〇	約六、〇八〇、八〇〇	約一、九九六、〇〇〇
一九三四年度	約五〇、一六二、五〇〇	約五、九四六、七〇〇	約一、六五四、〇〇〇
一九三五年度	約四七、八一七、〇〇〇	約五六五、五〇〇	約一、四五〇、五〇〇
一九三六年度	約四〇、三〇六、八〇〇	約四、三七〇、八〇〇	約九一三、六〇〇
一九三七年度	約四八、二八一、一〇〇	約五、八五七、二〇〇	一、二一九、九〇〇
備考	佛國の會計年度は四月一日より翌年三月三十日までである。十二月に至ることに改訂せられた。從て、其變換期たる一九三二年度は一九三二年四月一日より同年十二月に至る九箇月分のものである。		

佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内に龐大なる國債費の存在せること、植民地軍事豫算が植民省豫算に計上される忘れてはならない。從て陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當でない。又佛國は一九三〇年より國境要塞費として今日まで約五十億法の巨費を支出して居る。

尙一九三七年度豫算を見るに、國防費は經常費、臨時費、特別會計等を合し二百八億三千九百萬法に及び、總豫算の二九%となり、又二月一般豫算の外に百九十億法の四ヶ年繼續國防充實費議會を通過し、軍備充實に拍車をかけた。

第七章 獨 國

第一節 概 説

一、國防上の立場と環境

「ヴエルサイユ」平和條約の桎梏下に徹底的軍備制限を甘受せしめられた獨逸は、其平等權を恢復し、再び榮光ある祖國たらしむべく全幅的努力を傾注して來た。然るに現狀維持の殿堂たる國際聯盟は、漸く一九三二年十二月に至り原則的承認のみを與へたに止まり、實質的に容認する態度を表明しなかつた。是に於て平和條約改訂を黨の根本是とする「ヒットラー」政權は、「各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲」の第一步として獨逸に軍備制限を受諾せしめたにも拘はらず、戰勝國が自己のみ高度軍備を擁し且益、之を擴充しあるは甚だ不當なりとして、遂に一九三三年十月軍縮會議及國際聯盟より脱退を敢行した。之が爲佛國は多大の刺戟を受け對獨「プロツク」の強化に狂奔したが、獨逸も亦回廊問題を廻つて多年犬猿の間柄に在つた波蘭と十年間の不戰條約締結に成功して包圍陣に隙を生ぜしめ、獨波兩國の關係は益々緊密化する傾向にある。尙歐洲に於ける對共產主義牆壁を以てする獨國現政權は蘇聯邦と相容れず、從て獨蘇間の往年の友交關係は今や認むべくもない。

獨伊兩國は共に現狀打破の急先鋒にして、獨逸は逸早く伊太利の「エチオピヤ併合」を承認し、昨秋國外不出の「ムツソリーニ」の訪獨により、兩國の關係は著しく緊密を加ふると共に、獨墺關係に對し伊

太利の讓歩が傳へられ、獨逸の中歐に於ける勢力は漸次強固となるに至つた。

英獨關係は依然として機微の間に置かれありと雖、歐洲の現状維持を以て大方針とする英國は必死の勢を以て、勃興の意氣に燃えつゝある獨逸に對し、一步を誤れば大變亂を惹起することあるを虞れ、其現状打壊運動に對し寧ろ實質的に默認の態度にある。殊に獨伊の接近並に日獨伊防共陣の成立は、英國の神經を惱ますこと甚だしく、老猾なる英國の對獨接近すら豫想せらるゝ情勢にある。

之を要するに獨逸は臥薪十數年、此間有ゆる努力を以て國力の恢復に専念し、滑行的手段に依つて逐年準備を進めつゝあつたが、遂に一九三五年再軍備を宣言し、不平等待遇の脱逸に第一步を印し、爾來著々として軍備を充實し、所謂「力の外交」を以て國力の恢復に邁進しつゝある。

惟ふに歐洲大戰後力の背景を有せざる外交が如何に慘めなものかを深刻に體驗せる獨逸は、今日歐洲に於て機微複雜なる國際關係は單なる口頭文書外交のみに依存すべく餘りに切實である爲、其國防に對する關心を愈々深刻ならしめて居る。

二、再軍備宣言と軍備方針

獨逸に於ては特に「ヒットラー」政權出現以來祕密軍備の整備に邁進し、殊に聯盟脱退準備工作としての軍備建設は公然の祕密として白然化し、英佛を刺戟すること大であつたが、果然一九三五年三月十二日先づ踏みとして軍事航空の整備を聲明し、越えて十六日平和條約第五篇軍事條項の一方廢棄の爆彈宣言を以て歐洲の天地を震駭せしめた。暗雲低迷、一觸即發とも見えた歐洲國際情勢も既成事實を背景とする再軍備宣言を如何ともする能はず、有耶無耶の内に之を承認した形となつてしまつた。

今や獨逸は財政上の困難にも拘らず毅然として一路再軍備の完成に向つて邁進に邁進を重ね、國民も亦萬幅の信賴を捧げて軍民偕調の再軍備行進曲は力強く奏でられて居るのである。

現下「ヒットラー」政權は宿命の敵佛國とは寧ろ和協的態度に出で、一途に不俱戴天の敵たる共產蘇聯邦に對し全力を注いでゐる。唯強國に包圍せられてゐる獨國としては、少くも二正面戦線に對應し得るの覺悟で準備を必要とするであらうが、多年平和條約の羈絆によつて兵力の蓄積と重要兵器の保有を禁止せられて來た獨逸としては、概ね左記の如き諸點に著意しつゝ、先づ如何なる國の侵入をも許さざる軍備を再建し、次で攻勢作戦に堪ゆる大陸軍の完成を期して居ると察せられる。

- 1 將來戦に於ける空軍の價値を重大視し軍の建設の重點を空軍に置く。
- 2 舊國防軍を基幹として兵力の量的大増加を策す。
- 3 三軍の運用を齊整適確ならしむる爲統帥を統一す。
- 4 列強の粹を集め斬新なる編制裝備を採用す。
- 5 國家諸機構を戰時體制として以て國家全體の國防力を擴充す。

右の外最近に至り一九三七年以降に於て、既定計畫の外に陸空軍を更に擴大し歐洲最强の國軍建設を企圖し、又「ライン」地帶には「ロカルノ」條約破棄以來築城を實施中にして、一九三六年中には全線に亘り其骨幹を築造せられた様である。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

一八一四年九月一般兵役義務法が「フリードリヒ・ウイルヘルム三世によつて發布されて以來百有餘年、獨逸は徵兵制を以て兵役制度の根本として來たが、「ヴエルサイユ」條約に依つて十二年在營の志願兵制度を強要されたのである。然るに再軍備宣言に基き昭和十年五月二十一日新兵役法公布せられ本來の舊態に復した。本法に依れば、兵役は獨逸國民の名譽勤務であつて、男子は總て兵役義務に服し、戰時には女子も亦兵役義務を超越して祖國奉仕の義務がある。國防軍は武力擔當者で獨逸國民の軍人十五歳の次の三月三十一日迄であるが、國防大臣は戰時及非常時に方り其の範囲を擴大し得る。兵役は現役及在鄉兵役(豫備役、後備役、補充兵役を總稱す)の二種とし、別に兵役義務の擴大に依り召集された四十五歳以上の者は國民兵役とする。總統兼宰相は現役年限決定の權能を有し、差當り「國防軍三軍に於ける現役服役年限は齊しく一年」と定めてゐたが、一九三六年七月之を二箇年に延長した。
兵役年限左の如し。

現役 滿二十歲にて徵集

豫備役 現役終了後滿三十五歲迄

補充兵役 徵集せらる者滿三十五歲迄

後備役 豫備役、補充兵役終了後滿四十五歲迄

現在の兵役年限左の如し。

二、軍の構成

1 國防軍

陸軍 一般徵兵 二年
志願兵 二年服役し得

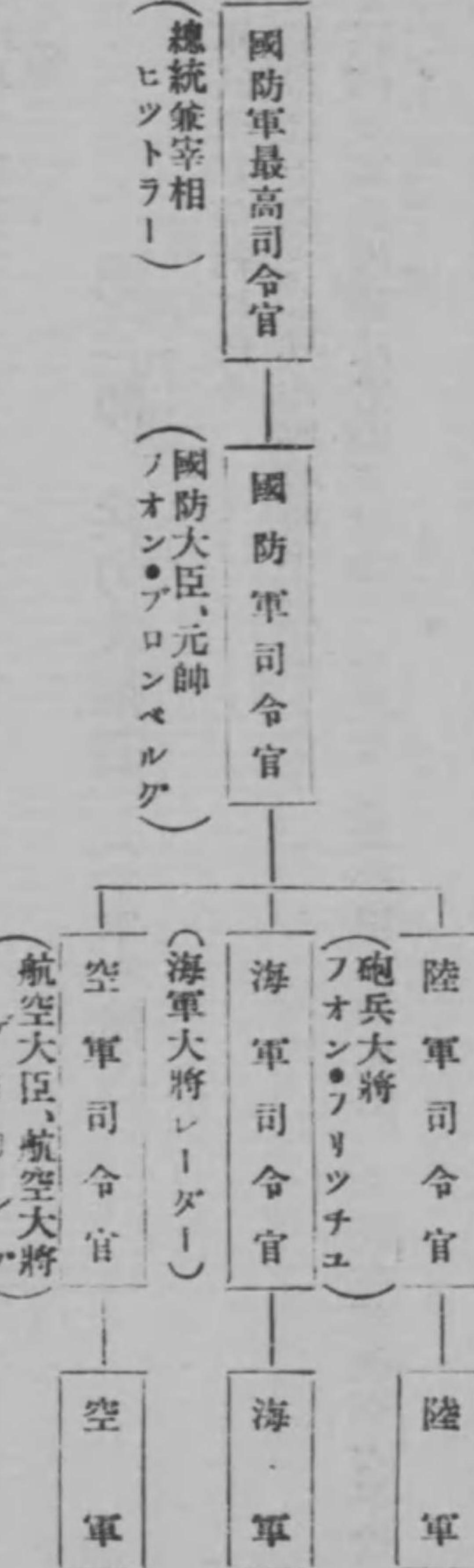
軍 地上勤務兵、通信及高射砲隊兵 二年

空軍 空軍兵(志願兵) 四年

2 軍隊類似團隊

突擊隊、親衛隊

列國陸軍概觀 獨國



國防軍は既述の如く陸・海・空の三軍より成り、中央集權を確立し、總統ヒットラー統帥權を據する。今統帥關係を圖示すれば左の通りである。

共に「ナチス」黨團體で、政治軍隊たると同時に豫備軍を成形する。殊に今後除隊兵を編入することになつたから、益々威力を加へた在郷軍隊と成るわけである。現在其兵力は兩者を合して百萬に近いと云はれてゐる。

第三節 兵力及編制（空軍を除く）

- 1 獨國陸軍は平和條約に依り常備軍は十萬とし其内將校四千以下とす。
 - 2 參謀部及軍政機關は常備軍維持に必要な最小限に限定し、參謀本部陸軍大學校は之を廢止すること。
 - 3 兵器・器材の種類・數の制限により軍用飛行機・戰車・重砲等の保有禁止。
- 一九三五年三月十六日附「國防軍建設ニ關スル法律」に依つて獨逸國平時陸軍は警察隊を包含し、之を十二箇軍團、三十六箇師團に編成し、其兵力は五十五萬とする計畫に著手したが、既に一九三六年其編制は完結した様である。
- 編制・裝備上にも新機軸を出すに腐心した跡が窺はれるが、機械化に依る機動力増大と砲兵力擴充に依る火力増大とは注目に値するものがある。
- 又從來の國防省軍務局を改編し「陸軍參謀本部」を設置し、陸軍大學校も開校された。

尙優秀な陸海空軍大學校卒業者を收容する國防軍大學が創設せられ、總戰爭指導を研究することになつたのは陸・海・空軍統帥の三位一體認識の具體化として著目を要する。

編制の大要は次の通りである。

軍團(十二)

步兵師團	三六
機械化師團	三
獨立騎兵旅團	一
山地狙擊旅團	一
獨立機關銃大隊	十二
其 他	

右正規軍の外に突撃隊、親衛隊の兵力約百萬を有してゐることは前に述べた所である。

第四節 航 空

一、空 軍

再軍備工作の先陣を承つたものは、高度に發達せる民用航空を基礎とする空軍建設で、軍事條項廢棄宣言の際既に概ね整備を了して居た。空軍司令官たる「ゲーリング」の「獨逸空軍は如何なる國の侵入をも防止し得る程度に達して居る」旨の聲明に依るも其充實振を察することが出来る。保有機數の

發表は無いが約二千五百機を有するとも稱せられ、少くも現在二千機以上を保有してゐることは略々確實である。「ヒットラー」政權の發表する所に依れば、將來六千機を目標に擴張を續けると謂ふ。

空軍は飛行隊、高射砲隊、航空通信隊等より成り、全國を六空軍管區に區分し、「キール」空軍管區司令部に屬するものは海軍協同部隊である。猶「ゲーリング」が空軍司令官と航空大臣とを兼任して居るのは統制及運用上注目に價する。

二、民用航空の一般施設

航空に關する最高官廳として一九三三年五月航空省新設せられ、航空・防空・氣象の業務を統制し、十五航空事務局を設置し、夫々の地方の航空事務管理に任せしめて居る。

航空諸問機關には航空諸問會及航空審議會の二者があり、航空工業の保護獎勵の爲に政府は多額の補助を與へ、又私的機關として獨逸航空工業聯盟があつて、參加會社百餘を擁し、航空省の指導下に此等を統制し、且航空機及航空技術の對外進出を圖つて居る。操縦士養成機關には政府より補助金の交付を受けて専ら職業的操縦士の養成に任する獨逸交通飛行學校及「スポーツ」飛行家の養成に任する私立飛行學校の二種があり、尙獨逸「スポーツ」飛行協會は「スポーツ」飛行學校を創立し操縦士養成に當つて居る。其他飛行船及「グライダー」操縦者の養成機關もあり、獨逸に於ける航空熱の普及は全く素晴らしいものがある。

操縦士約七千五百（一九三四年五月現在）、機數約一千五百（一九三四年五月現在）、各種飛行場合計

約二百五十八であるが、何れも其後著しく増加せるものと察せられる。例へば民間機數の如き塊國筋の發表に從へば一九七八機（内空輸機一二五機）に增加して居る。尙防空に力を注ぎ、防空團及其支部十五が民間防空を擔任し、防空學校、婦人防空學校等を設立し、防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

三、航空輸送と其海外發展

獨逸航空輸送は一九一九年に開始せられたが、其後一九二六年に至り國內の競争を避け資本を集め以て外國の空輸會社に對抗せんが爲、統一して「ルフトハンザ」航空輸送會社を創立し、政府の指導補助と相俟ち著々實績を擧げ航空路を國外に伸展して居る。同社は一九三四年十二月末現在に於て飛行機六十六機乗務員三百二十七名を擁し、歐洲線（國內線、國際線）海外線（南米線、北米線、歐亞航空公司の經營する支那線）に目覺ましい活躍をして居る。其一九三四年に於ける營業成績は飛行距離約一五七五萬糠、輸送旅客數約一七萬八千人である。一九三六年は未だ公表せられず、正確なる數字はわからぬが、更に大飛躍を遂げてゐることは間違ない。

南米線に於ては「ウエストフアーレン」號及「シュワーベンラント」號の二船を改造して洋上中繼船に使用し、北米線に於ては定期船の前後に射出飛行に依る連絡を行つて居る。一昨年度の歐洲線に於ける事故は僅かに二回で死者は無く、又南米線に於て昨年七月迄に八十八回の大西洋飛行を行ひ不時著一機を出したのみで其安全率の大なるは嘆賞に價する。尙「ツエッペリン」伯號飛行船は一昨年九月を以て第百回の大西洋横斷を七年間無事故の記錄を以て終了したが、夫迄の成績を見るに實に飛行距離約

百二十五萬糸、輸送旅客數一萬一千五百、荷物郵便物八萬疋に達して居る。

四、航空豫算

一九三四年度航空豫算は約二億一千萬馬克で前年度の三倍に達して居る。一九三五年度以降豫算は空軍整備の結果飛躍的に増加して居ること、推察されるが、公表せられざる爲確たる數字は不明である。

第五節 化學戰準備施設

獨逸は一九一九年一月以來「ヴエルサイユ」條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戦中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易である。且現在に於ても祕密裡に研究を繼續しあることは明にして殊に防護法に就ては工場衛生に關聯し、「アウエル」、「ドレーガー」等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學學會維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

第六節 國家總動員施設

國家總動員に關する詳細は一般に不明である。蓋し平和條約に依り公然の施設を有し得ぬが爲である。併し、國防省兵器局が極めて老太なる組織をなし、國家總動員準備を擔任しあるは事實なるものゝ如く、殊に現内閣成立以來各種の國家的統制を行ひあるを以て、此方面に數歩を進めたることは明白である。

從來、民間に於て全國總動員的の統一、訓練等を屢々行ひあることは之を裏書するものであらう。

第七節 陸軍豫算

獨逸に於ては一般國費は軍事上の意義を有する國道建設の外、之を最小限に制限し、苟も使用し得る經濟力は擧げて之を國防力に集中しありて其細部は全然不明である。

第八章 伊國

第一節 概說

伊國陸軍は、世界大戰後久しく編制改正問題に悩んだが、一九二三年初之が決定を見其改正を實行した。今其陸軍軍備の方針とも目すべきものを摘記すれば左の如くである。

- 1 地中海政策遂行に十分なること。
- 2 戰争に際し機を失せず其準備を完了するに要する最少限度の人員を有すること。
- 3 動員に際し成るべく迅速に動員軍の編成集中を行ひ得ること。
- 4 動員完了迄一時國境防備に當るに十分なること。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

伊國の兵役制度は國民皆兵、義務の平等を原則とし、徵兵制度を施行して居る。其新徵兵令は一九二三年の改正に係り、其在營年限を一年半と規定されてゐるが、此在營年限を決定の經緯には、國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある経過を示して居る。

在營年限變遷の經緯 大戰前各兵種共二年在營制を採用して戰役を経過し、休戰後一九一九年十一月、一度一年在營制を採用したるも遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身「ボノミ」が陸相に就任するや、國家財政の狀態と大戰の教訓とに鑑み、最小の經費を以て最大の戰時兵員を得んが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設と相俟て、武裝國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅令を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して経過し、終に翌一九二一年再び一年制に復したが、教育の困難と、戰闘力の不十分は依然たるものあり、其結果十四箇月制とするに至つた。次で一九二二年秋「ムツソリーニ」内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育上の顧慮竝戰闘力の保持上一年六箇月制を定め、新徵兵令の發布を見るに至つたのである。

其後一九二七年八月徵兵令の一部に改正を加へ、家族の狀況に依る特殊の者に對し在營期間を短縮する恩典を與へた。然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

二、軍の構成

伊國陸軍は、**本國軍**、**植民地軍**より成り、其他に**武裝的團體**として其性質上殆ど陸軍軍隊と見るべきものに、護國義勇軍、稅關兵團及警察隊がある。殊に護國義勇軍は、陸軍には屬せぬが、國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は當初は「ムツソリーニ」内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたる謂はゞ「ムツソリーニ」の政治的私兵であつたが、一九二三年一月勅令を以て其合理的な存在を與へられ、次いで漸次其任務を擴張せられて一九二四年國軍の一部を形成することとなり、其經費も亦正規軍同様國庫の負擔する所となつた。今や治安の維持、國土防空及軍事豫備教育並青少年訓練に任するの外、作戰軍にも直接參加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じてゐる。該隊は満二十一歳以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵に區分し、軍隊組織と爲し、當時は高等司令部、聯隊本部の幹部のみを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器、被服を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同様に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは疑問とせられて居たが、對「エチオビヤ」戰に於ける黒襯衣師團の成果は、其人員の大きさと相俟ち決して之が存在を無視することは出來ない。今や內政の確立と共に正規軍、黒襯衣軍を打つて一丸となし、益々純軍事的に指向せらるゝに於て愈々然りである。

尙「ムツソリーニ」首相が陸、海、空の各大臣をも兼攝するに至れるは、彼が將來國防省建設に一步を進むるの前提なりやとも見られ、彼が「ファシスト」國家完成の爲王國軍隊と護國義勇軍竝「ファシス

第三節 兵力及編制（空軍を除く）

一、本國軍

將校	約 一五、〇〇〇人
准士官以下	約 二三五、〇〇〇人
憲兵	約 五〇、〇〇〇人
計	約 三〇〇、〇〇〇人
伊國人及士人	約 四〇、〇〇〇人
エリトリア	約 四、〇〇〇人
ソマリア	約 四、〇〇〇人
其 他	約 二、〇〇〇人
計	約 五〇、〇〇〇人

右の兵力は、平時兵力（豫算定員）であつて、軍團十三、歩兵師團二十九、輕快師團二、自動車化師團三、アルプス旅團四に編成せられ、戰時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられて居る。尙、此平時兵力は季節に依り變化し、夏季に於ては約三十五萬を算し、冬季に於ては約二十萬に減する。是國境が峻険なるアルプス山系の大障礙を以て掩はれあり、且其障礙は、冬季に於て積雪の爲に、軍隊の通過を許さざるに至るからである。

二、植民地軍

伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、士人は志願者を募集する。

リビヤ	伊國人及士人	約 四〇、〇〇〇人
エリトリア	同 右	約 四、〇〇〇人
ソマリア	同 右	約 四、〇〇〇人
其 他	約 二、〇〇〇人	
計	約 五〇、〇〇〇人	

尙ほ伊國政府は「エチオピヤ」征服後肅正工作の進捗に伴ひ最近植民地軍の編成を決定した。同軍は

將校三、五〇〇、兵六〇、〇〇〇より成る大部隊で、内エ民軍を十七旅團に分ち、他に機械化機關銃隊、騎兵隊等の特科隊を置く方針と傳へらる。

三、武装團體として陸軍的色彩を帶びるもの

護國義勇軍	約 四三〇、〇〇〇人	（此内三八萬は常勤せず必要に際し何時たりとも召集に應す）
税關兵團	約 二六、〇〇〇人	
警察隊	約 一五、〇〇〇人	

第四節 航 空

一、要旨

現首相「ムツソリーニ」は、在野當時より伊國航空界の不振を慨しつゝあつたが、一度政權を得るに及び、一九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其議長となり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。

二、空軍兵力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二（約二、八〇〇機）、氣球中隊八、飛行船中隊九を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが、豫算等の關係上、計畫を完成するに至らざりしも、英・獨空軍の擴張に刺戟せられて空軍充實を圖るに決し、一九三四年度より十二億利の豫算を以て空軍整備六箇年計畫を三箇年に實現することに變更し、特に超重爆擊機の製作に力を注ぎつゝある。

一九三七年初迄に完成の分は

イ 部隊

空軍直轄部隊

陸軍協同隊

海軍協同隊

植民地軍協同隊

計

ロ 飛行機

第一 計

備線

ハ 人員

校

兵

計

約二、三〇〇	約一、五〇〇機	約一、九〇〇機
約二三、六〇〇	四〇〇機	約二五、九〇〇

である。

曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの状況にありしに拘らず、今日既に英國等先進國

を凌駕せんとするの形勢に在りて、過般の伊「エ」紛争に際し、地中海にある英艦隊にとり、大なる脅威となつたことは吾人の大いに参考とすべき所である。

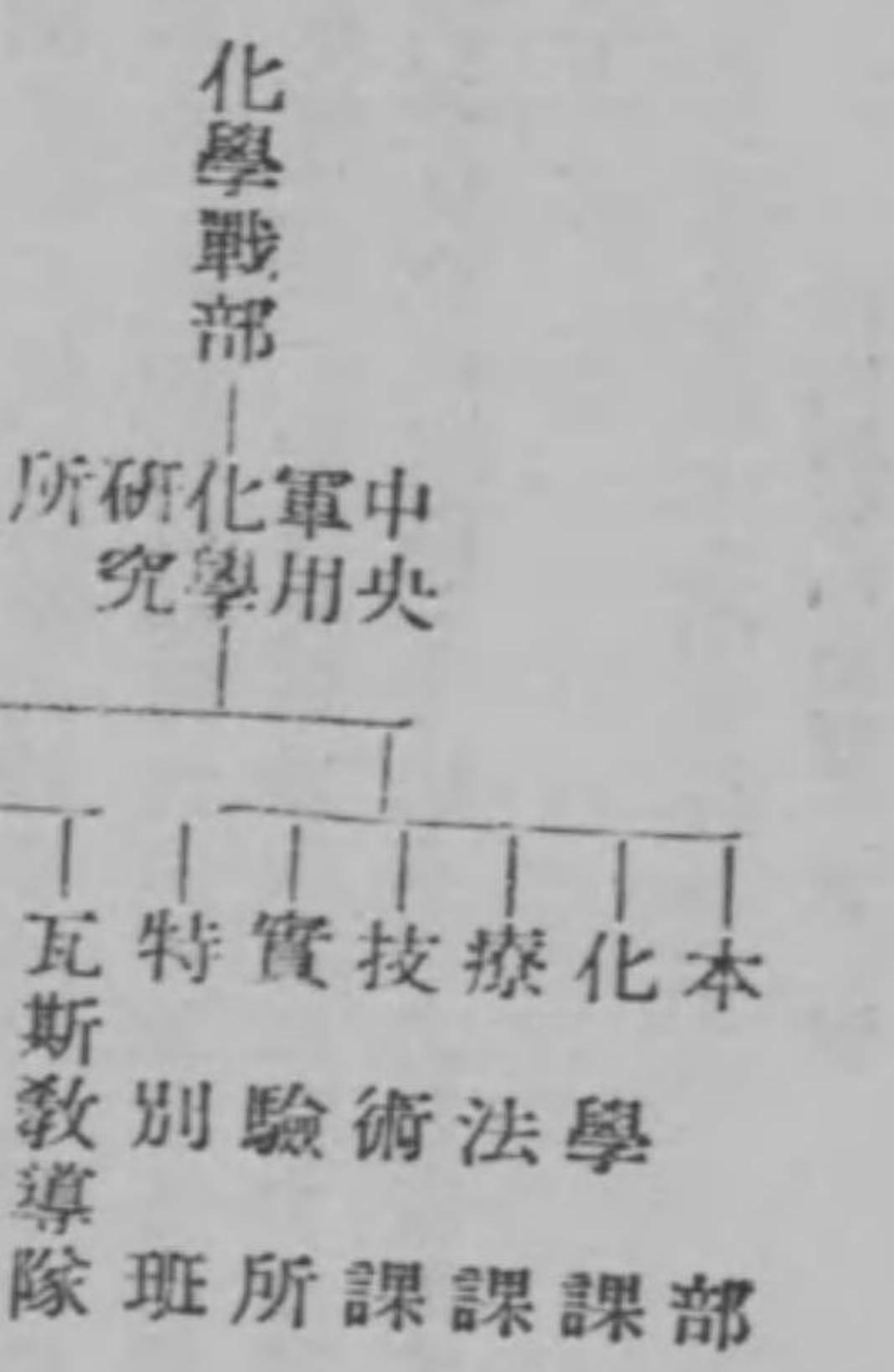
三、民用航空

伊國に於ける民用航空は、他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り其面目を一新、飛行機數四四三（一九三五年六月）、操縦士數七〇八（一九三二初）、民間飛行場數六七〇に達するに至つた。

定期航空路の延長は一九三五年に於て一五、五六一杆に達し、輸送旅客數は一九三四年度に於て約四〇、九三〇人、輸送荷物量は同年度約八八六、一七〇班である、而して政府の定期航空事業に對する補助金は、初度施設のものを除き、一九三六年度は七千八十萬利である。

第五節 化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に殘されたる唯一の戰法は毒瓦斯に在りとの議論熾烈にして、熱心に研究を行つて居る。其施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。



尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬して醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

第六節 國家總動員施設

一、施 設

戰爭に必要なる機關の編制準備並國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、國防最高會議を設け、總理大臣を議長とし、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・植民・國民經濟の各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長・海軍將官會議々長・空軍總司令官・空軍經理總監も亦此會議に列席して發言し得るの制として居る。

國防最高會議は其審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用することになつて居る。

- 1 軍事參議官會議
- 2 海軍將官會議
- 3 航空高等委員會
- 4 國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諸問に基いて戰爭の必要に應する爲國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には同事務局が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整理し、又其次議は關係各部に通報し、且之が實施の責に任するものである。

二、法 規

國家總動員關係の法律としては、千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其協賛を經た伊國國家動員令がある。

本法律は十五箇條より成り其内容は佛國のものと略、同様であるが、其中主なるものを摘錄すれば次の通りである。

1 伊國國家動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ら、軍部外動員とは武裝團體以外の國家の全勢力を平時組織

より戦時組織に轉移するを謂ふ。

一八八

- 2 軍部外動員實施の爲、政府は必要に應じ國防最高委員會協力の下に關係各國務省に隸屬する左の機關を設け業務を實施す。
イ、軍部及一般國民の需要に應する原料品輸送に關する機關。
ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並官私立工場の監督に任する機關。
ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並官私立食糧品工場の監督に任する機關。

ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並歸國移民の家族の救護、戰爭廢疾者の救助、戰爭扶助料の支給を擔任する機關。

以上四機關の業務を適當に按配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。

更に一九三五年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に產業動員局を設けた。

- 1 原料補給の根本計畫及軍需工業生產組織の創立並其發達を期すること。

- 2 陸海兩軍及航空諸官省と絶えず連絡をとること。

戰爭規律に關する法律

一九二五年六月公布的國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戰爭規律に關する法律を公布した。該法律は動員に方りて國家内に構成せらるゝ總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあらざる總ての市民に對して戰鬪員と同様國防に協力すべき義務を賦課せるものである。尙伊國は「ムツソリーニ」の主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又「國民生活も國民教育

も外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の實際化に邁進し來れるが、其具體化として一九三四年十二月「軍事豫備教育法」在座者軍事教育法及「學校に於ける軍事講座法」の三法麥議會を通過し一九三五年二月一日より其實施を見るに至つた。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算	總 額	陸 軍	豫 算	空 軍	豫 算
一九三一—三二年度	約	二〇、四六四、一〇〇	約	二、九八九、五〇〇	約	七五二、八〇〇
一九三二—三三年度	約	二〇、九二二、九〇〇	約	二、九八四、六〇〇	約	七五四、二〇〇
一九三三—三四年度	約	二〇、六一四、一〇〇	約	二、六二〇、六〇〇	約	六九五、九〇〇
一九三四—三五年度	約	二〇、六三六、一〇〇	約	二、五二〇、六〇〇	約	七二〇、〇〇〇
一九三五—三六年度	約	一九、六四五、六〇〇	約	二、四五九、二〇〇	約	八三九、六〇〇
一九三六—三七年度	約	二〇、二九一、五〇〇	約	二、二九一、〇〇〇	約	九七〇、三〇〇
一九三七—三八年度	約	二五、四四八、二〇〇	約	二、五一二、五六七	約	一、二七〇、〇〇〇

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

- 1 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
 - 2 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
 - 3 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
 - 4 護國義勇軍、稅關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。
- 尙「エチオピア」遠征軍費は約八十億利に達した。

第九章 波蘭

第一節 概 説

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西に獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は波蘭にとつては不俱戴天の仇敵關係にあり、而も人も知る如く世界赤化を唯一の國是として軍備の充實擴張に汲々とし、又西隣獨逸は「ヴエルサイユ」條約に不服にして、國境の改訂を強調し、再軍備に關する爆彈的宣言をなして軍備の充實に餘念がない。

波蘭は此兩強邦の間に介在し國を完うせんがためには、一切を犠牲にして専ら國防に努力せざるを得ざる狀態であつて、僅々三千萬の人口を有するに過ぎぬに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達してゐる。

第二節 兵役制度

徵兵制度を採用し、壯丁適齡は二十歳であつて、兵役區分左の如くである。

兵種	役種	現	役	豫	備	役	後	備	役
一 般	兵	二 箇	箇	年					
騎兵及騎砲兵	二箇年	一箇月		滿四十歲迄	滿四十歲迄	滿五十歲迄	滿五十歲迄		

第三節 兵力及編制

陸軍總兵力は約二十七萬であつて、別に軍隊に準すべき（裝備は寧ろ軍隊に勝る）國境警備隊約三萬、警察隊約三萬二千、稅關監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。

軍團管區司令部	一〇
步兵師團	三〇
騎兵師團	一二
獨立騎兵旅團	一一（三旅團）
野砲兵聯隊	二〇
特種砲兵聯隊	三〇
飛行旅團	三
戰車聯隊	六

第四節 化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に關心深き蘇聯邦と獨國との間に介在し、常に其脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は小規模乍ら能く完備し、其研究、教育も亦真摯にして、特

に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね次の如くである。

一 軍部の施設

陸軍省兵器局内化學戰課—軍用化學研究所—化學戰學校

—瓦斯教導中隊

二 民間施設

航空化學戰防護協會

會員約四十萬、國民瓦斯防護教育用車輛（鐵道用）約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週聞

を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

第五節 陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年 度	豫 算	總 額	陸 軍	豫 算
一九三一—三二年度		二、八五六、〇〇〇 <small>千四百零七</small>		九〇八、〇二五〇 <small>千四百零七</small>
一九三二—三三年度		二、四五二、〇〇〇		八八六、五二〇
一九三三—三四年度				

一九三四——三五年度	二、一三七、六一二	一九四
一九三五——三六年度	二、一三二、八六二	七六一、七〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。

陸軍豫算を特に宏大にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及稅關監視隊費は、殊更内務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算するときは最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫算の半を占めて居る次第である。

第十章 其他の歐洲諸國

歐洲諸小國特に巴爾幹諸國は、外交的に或は小協商を組織し、或は巴爾幹協商を成形し、或は佛伊大國に結び將又大戰平和條約に依りて其軍備に制限を受けある等の状況に在りと雖、國土相接し其國の軍備にして缺くる所あらんか直に國防上大なる脅威を受くるを以て、何れの國も皆其國力以上と思はるゝ軍備を所有し而も營々として之が改善進歩に寧日なき有様である。「ムツソリーニ」の所謂「國境の防備全からずして其國に外交なく教育なく藝術なく將又産業なし。故に外交も教育も藝術も將又産業も皆國防を基調として行はるべきものなり。」との言を如實に實行しつゝある觀がある。

一、奥地

奥地は平和條約に依て其軍備を將校以下三萬人に制限せられありしも、其後密に禁を犯して之を三萬八千に増加して居つた。一九三五年は獨逸の再軍備制限に刺戟せられて今日迄の六混成旅團を七師團と機械化師團一及飛行機三百臺に編成替へし、兵員も一躍之を七萬に増加するの計畫を立て著々之が實行中である。

奥地の八師團七萬と謂ふ兵力は固より大陸軍と謂ふこと能はざるも、其總人口六百十七萬、而も國家財政至難にして剩へ多數の武装團體の現存する状態の下に之を觀察するときは、其國防軍增强の爲の努力推して知るべきである。

二、匈 國

此國も平和條約に依り軍備の制限を受けありと雖、七混成旅團・二騎兵旅團を基幹としたものを有

其總兵

三、樂國
勒國も亦平和條約に依る軍備制限國であり、其總人口六百萬で對ノ全兵員二萬三千九百七十二名。

四
其　他

兵員	人口
二〇〇、〇〇〇人	一八、〇二五、〇〇〇
一一〇、〇〇〇	一四、九五一、〇〇〇
六五、〇〇〇	六、三九四、〇〇〇
一一〇、〇〇〇	一三、六四八、〇〇〇
一一〇、〇〇〇	一四、四八〇、〇〇〇
五八、〇〇〇	九、四〇〇、〇〇〇
〇〇〇	八、一八三、〇〇〇
二九、〇〇〇	四、一六三、〇〇〇
一九、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
一、九二〇、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇
一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇

十五萬	騎步兵	防空
戰遊動車部隊	(内二箇師團機械化團餘)	三旅團
三四五師團餘	二十師團	計
憲兵	本表の外左の武裝團體がある。	約三十六萬
約三萬四千		

列國陸軍軍備一覽

召如十三年癸酉

國波	國伊	國獨	國佛	國英	國米	邦聯蘇	國民華中	本日
約二十七萬	約三十五萬	百約五十五萬	約六十六萬	右は法定數に満たないが、現状数は約四千五百人である。如缺員も現状数より多くあるが、その約半数は募兵によるものである。	約四十二萬	約三十六萬	約二百萬	約二百十萬
植民地軍約五萬	本國軍約三十萬 内憲兵約五萬	正規軍約四五萬	在本國軍約四十五萬 在海外軍約二十一萬	地 方 正 規 軍 約二十萬三千 外に在印度駐屯正規兵約五萬七千	護 國 軍 約十五萬五千 法定數四十萬五千 現在數十九萬二千	正規軍 現約法定數二十萬八千 法定數四十萬五千 現在數十九萬二千	正規軍 約二十五萬 交代兵三十萬 兵基幹部(正規兵)	正規軍 約支那共產軍 外に支那共產軍十數萬
獨立騎兵旅團	騎步兵一師團 十二	步兵自衛團 アルブス旅團	步兵立地機械化兵團 獨山機械化兵團 騎兵關銃	任植工砲戰遊動兵 本民軍車部隊 植民軍	防騎步空兵 印度	英本國	騎步兵 九師團 (一部未完成) 四師團 三師團	騎步兵 正規混成約七十五師團 民兵規約二十五師團 正規兵兵團
稅關監視隊	本國表境の外 税關警察隊	有し、又義勇軍其他の兵力 左の如くである。但非常勤務部隊約三萬人を含む	歐洲最强の國軍建設を企圖 諸警察 約十三萬三千六百人 約一萬四千四百人 約一千六百人	本表の外左の武裝團體がある。 委任統治領民兵 約一萬四千四百人 約一千六百人	一、一九三九年には現役操縱者三千七百人を有する。 二、別に空軍兵力七萬を有す。 三、海外自治領及植民地に於ける兵力	一、護國軍法定數は一九三六年軍備の擴張を企圖し陸軍に於ては四大隊を新設し其他の部隊の裝備を近代化し且地に各約一師團は比律賓・布哇及巴奈馬に駐屯する。 二、三年臨時最小限二十五萬と規定せられ一九二六年未迄に実現を期したが、未を有してゐる。 三、未完成であるが、別に編成豫備軍約十二萬を有する。	本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む。	本表の外多數の土匪團ありて軍隊と略同様の實力を有し、軍隊に改編せらるゝこと屢々あるが、其兵力は固より算定するを得ない。

列國陸軍軍備一覽

昭和十二年未調

國 波	國 伊	獨	國 佛	國	英	米	邦 聯蘇
約二十七萬	約三十五萬	約百五十五萬	約六十六萬	約四十二萬	約三十六萬	約二百萬	約二百萬
植 民 地 軍 約 五 萬	本 國 軍 約 三 十 萬 內憲兵約五萬	正 規 軍 約 四 十 五 萬 軍隊類似團體約一百萬	在 本 國 軍 約 四 十 五 萬 在 海 外 軍 約 二十一萬	地 方 軍 約 二十 萬 三 千	正 規 軍 約 五 萬 七 千	護 國 軍 現 在 數 約十九萬二千	正 規 軍 現 在 數 約二十五萬
騎 兵 独立騎兵旅團一師團十二	步 兵 車化師團二十九師團四二三團	自衛快速步兵團化師團二十九師團三十六師團二一大隊團團團餘	獨山機械化步兵團遊擊兵團民兵團植民軍	任工兵部隊戰鬥兵車部隊(内二箇)兵團一七二四三四四師團機械化步兵旅團旅團旅團	防 空 防 空 步 兵 印 度	騎 兵 (一部未完成)	步 兵 (一部未完成)
稅警國境監視隊本表の外約五千六百二十萬三千六千五百六千	稅關警察隊左有之護國義勇軍十萬八千但非常勤務部隊約一萬六千五百	本表の外左の武裝團體がある。歐洲最强の國軍建設を企圖する。	憲 兵 約 三 萬 四 千	委任統治領民兵 約 一 萬 四 千 四 百	諸 警 察 約 三 十 三 萬 三 千 六 百	約 一 千 六 百 萬 千 千	正規軍及民兵軍正規軍正規混成約七十五師團

本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む。

正規軍は一九三九年に増加せらる、其後三年迄に其實現を期したが六千迄

護國軍法定數は一九二九年と規定せられ、其後三年迄に其實現を期したが六千迄

各師團は比律賓・哇及巴奈馬に駐屯してゐる。

正規軍は一九三九年に増加せらる、其後三年迄に其實現を期したが六千迄

方軍の裝備を新設し他の地部四千三百豫備操縱者三縱

一、一九三九年には現役操縱者三縱

二、海外自治領及植民地に於ける兵力一千七百合計一萬を突破

三、海外自治領及植民地に於ける兵力一千七百合計一萬を突破

愛南新印度西蘭阿蘭度洲計約十四萬九千

約三萬四千

約一萬四千四百

約三萬三千六百

約一萬六千五百

約一萬六千五百

本表の外左の武裝團體がある。歐洲最强の國軍建設を企圖する。

左有之護國義勇軍十萬八千但非常勤務部隊約一萬六千五百

本表の外左の武裝團體がある。歐洲最强の國軍建設を企圖する。

左有之護國義勇軍十萬八千但非常勤務部隊約一萬六千五百

本表の外左の武裝團體がある。歐洲最强の國軍建設を企圖する。

左有之護國義勇軍十萬八千但非常勤務部隊約一萬六千五百

本表の外左の武裝團體がある。歐洲最强の國軍建設を企圖する。

未詳	利萬千七億二十約 (度年八三一七三九一) 算豫省軍空	未詳	法萬十九百 (度年七 算豫)
未詳	砲部陣義地勇軍に屬する砲司する二五令 約一四〇門	二十個聯隊以上	未詳
未詳	野戰高射砲聯隊五(十二大隊) 聯隊(六大隊) 快速戰車大隊 右戰車數 約二〇〇輛 右裝甲自動車數 約二〇〇輛 未詳	装甲自動車中隊 約二〇	其他豫備戰車多數

列國新兵器整備一覽

昭和十二年未調

列國新兵器整備一覽

昭和十二年未調

列國新兵器整備一覽

昭和十二年未調

列國新兵器整備一覽


昭和十二年末調

陸軍省

昭和十三年一月十六日印刷
昭和十三年一月二十日發行

國譜兵器統一覽

序號	名稱	規格	數量	備註
1	步槍	長槍	1000	
2	步槍	短槍	1000	
3	步槍	中槍	1000	
4	步槍	大槍	1000	
5	步槍	小槍	1000	
6	步槍	中槍	1000	
7	步槍	大槍	1000	
8	步槍	小槍	1000	
9	步槍	中槍	1000	
10	步槍	大槍	1000	
11	步槍	小槍	1000	
12	步槍	中槍	1000	
13	步槍	大槍	1000	
14	步槍	小槍	1000	
15	步槍	中槍	1000	
16	步槍	大槍	1000	
17	步槍	小槍	1000	
18	步槍	中槍	1000	
19	步槍	大槍	1000	
20	步槍	小槍	1000	
21	步槍	中槍	1000	
22	步槍	大槍	1000	
23	步槍	小槍	1000	
24	步槍	中槍	1000	
25	步槍	大槍	1000	
26	步槍	小槍	1000	
27	步槍	中槍	1000	
28	步槍	大槍	1000	
29	步槍	小槍	1000	
30	步槍	中槍	1000	
31	步槍	大槍	1000	
32	步槍	小槍	1000	
33	步槍	中槍	1000	
34	步槍	大槍	1000	
35	步槍	小槍	1000	
36	步槍	中槍	1000	
37	步槍	大槍	1000	
38	步槍	小槍	1000	
39	步槍	中槍	1000	
40	步槍	大槍	1000	
41	步槍	小槍	1000	
42	步槍	中槍	1000	
43	步槍	大槍	1000	
44	步槍	小槍	1000	
45	步槍	中槍	1000	
46	步槍	大槍	1000	
47	步槍	小槍	1000	
48	步槍	中槍	1000	
49	步槍	大槍	1000	
50	步槍	小槍	1000	
51	步槍	中槍	1000	
52	步槍	大槍	1000	
53	步槍	小槍	1000	
54	步槍	中槍	1000	
55	步槍	大槍	1000	
56	步槍	小槍	1000	
57	步槍	中槍	1000	
58	步槍	大槍	1000	
59	步槍	小槍	1000	
60	步槍	中槍	1000	
61	步槍	大槍	1000	
62	步槍	小槍	1000	
63	步槍	中槍	1000	
64	步槍	大槍	1000	
65	步槍	小槍	1000	
66	步槍	中槍	1000	
67	步槍	大槍	1000	
68	步槍	小槍	1000	
69	步槍	中槍	1000	
70	步槍	大槍	1000	
71	步槍	小槍	1000	
72	步槍	中槍	1000	
73	步槍	大槍	1000	
74	步槍	小槍	1000	
75	步槍	中槍	1000	
76	步槍	大槍	1000	
77	步槍	小槍	1000	
78	步槍	中槍	1000	
79	步槍	大槍	1000	
80	步槍	小槍	1000	
81	步槍	中槍	1000	
82	步槍	大槍	1000	
83	步槍	小槍	1000	
84	步槍	中槍	1000	
85	步槍	大槍	1000	
86	步槍	小槍	1000	
87	步槍	中槍	1000	
88	步槍	大槍	1000	
89	步槍	小槍	1000	
90	步槍	中槍	1000	
91	步槍	大槍	1000	
92	步槍	小槍	1000	
93	步槍	中槍	1000	
94	步槍	大槍	1000	
95	步槍	小槍	1000	
96	步槍	中槍	1000	
97	步槍	大槍	1000	
98	步槍	小槍	1000	
99	步槍	中槍	1000	
100	步槍	大槍	1000	
101	步槍	小槍	1000	
102	步槍	中槍	1000	
103	步槍	大槍	1000	
104	步槍	小槍	1000	
105	步槍	中槍	1000	
106	步槍	大槍	1000	
107	步槍	小槍	1000	
108	步槍	中槍	1000	
109	步槍	大槍	1000	
110	步槍	小槍	1000	
111	步槍	中槍	1000	
112	步槍	大槍	1000	
113	步槍	小槍	1000	
114	步槍	中槍	1000	
115	步槍	大槍	1000	
116	步槍	小槍	1000	
117	步槍	中槍	1000	
118	步槍	大槍	1000	
119	步槍	小槍	1000	
120	步槍	中槍	1000	
121	步槍	大槍	1000	
122	步槍	小槍	1000	
123	步槍	中槍	1000	
124	步槍	大槍	1000	
125	步槍	小槍	1000	
126	步槍	中槍	1000	
127	步槍	大槍	1000	
128	步槍	小槍	1000	
129	步槍	中槍	1000	
130	步槍	大槍	1000	
131	步槍	小槍	1000	
132	步槍	中槍	1000	
133	步槍	大槍	1000	
134	步槍	小槍	1000	
135	步槍	中槍	1000	
136	步槍	大槍	1000	
137	步槍	小槍	1000	
138	步槍	中槍	1000	
139	步槍	大槍	1000	
140	步槍	小槍	1000	
141	步槍	中槍	1000	
142	步槍	大槍	1000	
143	步槍	小槍	1000	
144	步槍	中槍	1000	
145	步槍	大槍	1000	
146	步槍	小槍	1000	
147	步槍	中槍	1000	
148	步槍	大槍	1000	
149	步槍	小槍	1000	
150	步槍	中槍	1000	
151	步槍	大槍	1000	
152	步槍	小槍	1000	
153	步槍	中槍	1000	
154	步槍	大槍	1000	
155	步槍	小槍	1000	
156	步槍	中槍	1000	
157	步槍	大槍	1000	
158	步槍	小槍	1000	
159	步槍	中槍	1000	
160	步槍	大槍	1000	
161	步槍	小槍	1000	
162	步槍	中槍	1000	
163	步槍	大槍	1000	
164	步槍	小槍	1000	
165	步槍	中槍	1000	
166	步槍	大槍	1000	
167	步槍	小槍	1000	
168	步槍	中槍	1000	
169	步槍	大槍	1000	
170	步槍	小槍	1000	
171	步槍	中槍	1000	
172	步槍	大槍	1000	
173	步槍	小槍	1000	
174	步槍	中槍	1000	
175	步槍	大槍	1000	
176	步槍	小槍	1000	
177	步槍	中槍	1000	
178	步槍	大槍	1000	
179	步槍	小槍	1000	
180	步槍	中槍	1000	
181	步槍	大槍	1000	
182	步槍	小槍	1000	
183	步槍	中槍	1000	
184	步槍	大槍	1000	
185	步槍	小槍	1000	
186	步槍	中槍	1000	
187	步槍	大槍	1000	
188	步槍	小槍	1000	
189	步槍	中槍	1000	
190	步槍	大槍	1000	
191	步槍	小槍	1000	



3/1/53

